

資料 登米郡米川村誌（米川村役場）
仙台人名大辞書（菊田定郷）
海外移住に牽かれた人々（宮城県海外協会編）
宮城人（朝日新聞仙台支局編）
ふるさと再見（読売新聞東北総局編〔ただし記事中に永安丸とあるのは水安丸の誤り〕）
密航船水安丸（新田次郎）
〔「アメリカ及甚」を標出項目や書名とした図書資料がないので、これをそのまま探索語としてレファレンスワークを進めると解決が困難である。〕

103 旧仙台領と南部領との境塹

問 仙台領と南部領との境界に築かれた境塹が今も岩手県内に残存しており、その境界は、伊達政宗が本来の藩境よりもずっと南部側に入り込んで強引にきめたのだということですが、それはどこにあるのですか。

答 現在北上市に入っている旧鬼柳村と旧相去〔あいさり〕の境を横切り、無数といつていゝ程の土塹の列が東西に蜿々と伸びています。これが胆沢郡と和賀郡との境界線上に築かれたもので、即ち仙台領と南部領との藩境を画然と示すための境塹の列であります。明治以後に消滅してしまったものや、半壊状態となったものの中にはありますが、雑木の生えるにまかせた高さ1メートル半ほどの土塹が列をなして続いています。場所によってはこの境塹列に沿って植えられていた松並木も残存しており、今なおこのように完全な姿の境塹の列が、これ程長距離にわたって残されているのは、わが国では他の何処にも見ることができないものとなっています。この境塹の列は、寛永19年〔1642〕仙台・南部両藩の全面的な藩界協定の結果、先ず68個の大塹の列が築造され、その後享保6年〔1721〕にこの境界を更に明確にする必要上、既設の大塹の間に多数の小塹の列を築いたものであります。小塹の数については、元禄10年書写的「仙台南部領境書留覚」に189と記されています。藩境塹は、当時「御境塹」「御塹」「境塹」「御境目塹」または単に「塹」などと多様に呼ばれていました。そして境塹の補修保全についても厳重な取りきめがなされており、山中にある塹は3年毎に、里にある塹は5年毎に上置（崩れかかった塹に土を置いて復旧すること）、刈払いをして補修するというルールが、明治初年に至るまで実行されてきました。

この境界即ち和賀・胆沢両郡の郡界は、分水嶺または河川のような明確な自然地形・地物によって設定されたものではなく、全く人為的なものでした。これは歴史的に北上平野に於ける征夷開拓

の進行につれて新郡を建置した時、河川を境界線とすることをせず、北上川を南北中軸とし、これに東西両方面から、あたかも肋骨のように流入する支流河川の造成した平地毎に着目して置郡したことによるのであります。岩手・紫波・稗貫・和賀・磐井等の諸郡の郡界もそれぞれ同様であるのを見ることができます。このような人為不可視的な郡界に、伊達・南部両氏が境界を接することになったのが天正19年〔1591〕のことでした。ここに相拮抗する勢力の利害が衝突し、藩境争論が発生したのは当然のことといわれます。特に問題の多かったのがこの和賀・胆沢の郡界の境界線でした。現在残っている境塚の境界線よりも南1里半〔約6キロ〕下ったところに「かさいだん」「きたながね」「すみ塚」と呼ばれる三つの巨大な塚が点在しており、この三地点の大塚を結んだ線が古来の境界を示すものであると伝えられています。仙台側はこの線を無視して南部領である和賀郡内に侵入した線を主張して譲らず、実に半世紀の長期にわたる藩界争論が続くことになったのであります。寛永18年〔1642〕に至り、南部側が譲歩したため漸く妥結を見、いよいよ境塚築造が始められたのが翌19年のことでした。このような争論落着は南部側に大きな不満を残すことになり、伊達政宗の強引さに押し切られたとする伝説が発生したものとあります。伊達政宗は寛永13年〔1636〕に既に死去しており、また政宗自身が現地に出動するなどあり得ないことで、勿論架空の伝説に過ぎません。この伝説は主に南部側に於てのみ語り伝えられてきたもので、仙台側に於ては余り知られておりません。この藩境決定にまつわる伝承説話について、「北上市史」第4巻に次のような記事があります。

『藩境塚が築造されるためには、まず藩境が両藩によって承認されることが先決要件である。両藩の境界妥結にまつわる伝承として、次のようなことがある。それらを挙げてみるとことにする。

伝承の一つは、こうである。藩境決定にあたって伊達公から南部公に対して書状が送られてきた。書状にしたがって南部公は牛に乗り南をさして進発した。相去村と鬼柳村との間附近で伊達公とバッタリ会った。南部公は吃驚した。見れば伊達公は馬に乗っていたからである。南部公が吃驚したのは、書状によれば「互に牛に乗り〔仙台と盛岡とから〕歩み寄った所を両藩の境界にしよう」とあったからである。そこで南部公は伊達公の違約を論難したというのである。ところがこの論難に対して伊達公は書状には「牛といわずに午〔うま〕と書いたはずである。それを牛と見たのは貴殿の粗忽であって、当方の関知せぬところである。事前の談合どおり、両者会見したこの場所を藩境と決定すべきである」と抗弁した。それでそのまま藩境が決定されてしまった、というのである。この伝承には、藩境決定にあたり南部側の悔しさと、伊達側の奸智を指弾する意味がこめられてるので、この伝承はおそらく南部領側の観測であろう。

伝承の第二は、旧伊達領の餅搗歌として今でも胆沢・江刺両郡地方の年中祝行事には「南部様弓矢に負けて、牛に乗る。牛も牛、鼻かけ牛におのりやる」と、まるで勝祝唄らしくうたわれているという。南部公の愚鈍、伊達公の敏捷、他方を揶揄嘲笑し、当方を是認賞讃する意味が歴然としている。

伝承の第三は、両公とも出発は徒歩であったが、伊達公は途上で、この速度では胆沢川が両者会合の地点となり不利となると考えたので馬に乗って駆足した。その事が南部側の派遣していた忍びの者によって南部公に報告された。南部公もあわてて馬に乗り駆け出した。それで和賀川を両藩境としようとした意図していた伊達公の思案が挫折し、自然地形的には明確でない場所、和賀川と胆沢川との中間地域に藩境に決定してしまった、というのである。この伝承には、南部公の指向した境界は胆沢川であり、伊達公の指向した境界は和賀川であった。それなのに両河川の中間地帯が藩境に決定してしまった理由を説話的にのべた意味がこめられている。

第四の説話は、天正19年に浅野長政が両藩の境界を現地帯に決定したのであったから、この裁定はうごかすべからざる既成事実であるという権威に依存する伝統的肯定主張である。天正19年に南部領において九戸政実の乱があった。困惑した南部公は援助を秀吉に求めた。征軍を派遣する。その征軍武将の一人に浅野長政があった。長政が秀吉の権威をバックとして、いろいろ統治方針を指示する。両藩境も、そのとき既に秀吉の権威の代行者の一人である長政によって決定されていたのであるからという既成事実肯定にもとづく考え方である。果して事実はそうであったのか、どうかを確証できる史料はないが、そういう伝承は地方文書には散見している。〔中略〕ここにあげた古文書には訛伝も含まれているし、一致しない点もあるが、とにかく浅野長政が境界決定につき指命したのであるという所伝は、かなりひろく伝えられていたものらしく、明治9年明治天皇の東北御巡幸に供奉しその見聞を記した近藤芳樹の「十符の菅薙」〔とふのすがごも〕にも「天正十九年に浅野長政、九戸（九戸政実の乱）の討手のさき手にてうち入しとき、この所にて胆沢和賀の境をとひしに、里人そは瘤木（三ヶ尻村のうち）とてはるかにあとなりといひしを、そこに立かへらんもむやく（無益）なり、これを境にせんとて、榜示を今の所に建させしとぞ」とある。

第四の説話の冒頭に、この説話は秀吉の権勢をバックとした浅野長政が、すでに天正19年に境界に指示決定したのであるから、という権威に依存し既成事実肯定的主張であろうか、とのべておいたが、事実そうであったとすれば、長政の仲介的配慮にもかかわらず、境界決定はその後約半世紀にもわたって紛糾したことになるし、長政仲介裁決が後世の仮託説話であったとしても、そのようにまで捏造仮託しなければならなかったほどまでに境界問題が難行したとみなければならない。であるから、長政云々という話は、事実であったとしても、また後世の仮託捏造であったとしても、いずれにもせよ境界決定問題については両藩が容易に妥結せず難行した問題であったことには変わりないのである。

説話の第五は白狐が御幣を口にくわえて踏みわけ藩境を定めたというのである。〔下略〕

説話の第六も、第一・第二・第三と同様、南部公の迂闊と伊達公の巧智をいいあらわしたものである。〔中略〕藩境方向が不自然なほど北に偏している。南部領が不利に狹くなっているということである。何故こんなに不審な境界になったかといえば、境目決定の際、両公は共に馬に乗って巡査していたのであるが、長途の疲労からであろうか南部公は馬上で居眠りしたという。その隙に乗

じて伊達公は南部公の馬の向きを北方に変え、そのまま進んだので、境界はいまのように定まってしまったというのである。

この説話は果してどこまで真実であるのか、はなはだ疑問であるが、南部領民からみて不利な条件で藩境がきまったくことに対する南部領民の不満から、南部公の弱腰を指摘した意味がこめられてあるのかも知れない。62万石の伊達に対し南部は10万石であった。6と1の比率では〔力関係〕境目談議が公正にいかなかったこともあったのであろう。』

なお、この境界線は仙台領にとって実に問題の多いところでした。大塚構築だけでは不十分で、後に多くの小塹を増設しなければならなかったのもそのためでした。この境界では仙台領から南部領への米を中心とする密輸出がきわめて多く、これを取締る必要が絶えずあったのです。この境界線を越えて南部領に入った仙台米は倍額で取引されたものだといわれます。仙台藩では南部への主要街道に沿う相去の部落に屯田足軽102人を常置し、これに一定の宅地と耕地とを与え、密輸取締りと辺地の開発に当らせました。その上更に相去から西方の境塹の列にそって別に足軽30人をほぼ等間隔に配置し、警備と屯田を行わせました。これに対して南部領側はきわめて開放的で、仙台領からの密輸についても終始不干渉の態度で臨んでいました。

注(1) もと和賀郡に属し、旧南部領であった。

注(2) もと胆沢郡に属し、旧仙台領北端の宿駅で、南部領の鬼柳村と相接していたので、伊達家では此處に102名の足軽を常置した。與頭〔くみがしら〕2人、床頭10人、足軽90人、いわゆる相去御足軽と呼んだ。「岩手県史」第4巻に『明暦2年〔1656〕……輕臣百二名を置いたので百人町と称された。』とある。昭和29年4月1日、黒沢尻町・飯豊町・二子村・更木村・福岡村・鬼柳村と合体し北上市となった。

注(3) 「従駕日記」と冠称がある。宮内省文学御用掛だった近藤芳樹の明治9年東北御巡幸隨行の日記である。近藤芳樹は周防の人、始め田中源吾、後晋一郎と称し、寄居子庵と号した。本居太平・山田以文・村田春門に学んだ国学者で和歌を好くした。著書多く、明治13年2月29日86才で没した。「十符の菅薦」の書名は、岩切にあった歌枕をとったものである。十符の菅薦について、芭蕉も「おくのほそ道」に『おくの細道の山際に十符〔符〕の菅〔すげ〕有。今も年々十符の菅薦を調〔ととのえ〕て國守に献ずと云り。』と記している。十符の菅薦が有名になったのは、「夫木和歌集」〔「夫木」〔ふばく〕は日本國の意の扶桑から取ったもの。〕私撰歌集36巻。藤原長清撰。延慶2~3年〔1309~10〕頃成立、後日の補訂があるという。万葉集以後の家集・私撰集・歌合・百首などから、従来の撰に漏れた歌1万7千3百50余首を集めてある。夫木集ともいう。〕に『みちのくのとふのすかこもななふには君をねさせてわれみふにねん よみ人しらず』と詠まれたことにある。「肯山〔こうざん。4代綱村〕公治家記録」後編卷之6 延宝5年〔1677〕8月15日の記事に、『宮城郡岩切村十符カイ屋敷ニ到リ玉ヒ十符カ菅薦ノ名区ヲ歴覧シ

玉フ自今以後十符カイ屋敷ヲ十符谷屋敷ト言フヘシ且此地名所荒廃セサル様ニ菅ヲモ栽立ヘキ旨柴田中務ヲ以テ邑ノ代官及村中ノ者共ニ命セラル』とある。その後の状態を明和9年〔1772〕の「封内風土記」(田辺希文)について見ると次の通りである。『十府池。名跡志曰。岩切農家高森館下有小池。池中有垂柳。柳下菅草頗多。鄉人謂之十符菅。〔下略〕』。十符の菅薦の「十府谷屋敷」跡は岩切城(高森城)址の南下で、現在は人家が密集し、わずかに稻荷の小祠がそのあとを示しているに過ぎない。

資料 北上市史第4巻(北上市編)

金ヶ崎町史(金ヶ崎町史編纂委員会編)

関址と藩界、増補改訂版(岩田孝三)

仙台郷土史夜話(三原良吉)

南部伊達両藩境塚—北上川以西の部(岩手県教育委員会)

流域をたどる歴史第2巻(豊田武等編)

104 「しろばか」について

問 仙台市内の料理屋などに「しろばか」の写真を掲げてあるのを見かけます。この「しろばか」とはどういう人物ですか。

答 「しろばか」と呼ばれる人物は芳賀四郎のことです。『仙台人名大辞書』(菊田定郷)に次の通り採録されています。

『四郎 白痴。四郎馬鹿を以て其名四方に著わる。仙台北一番丁鉄砲師芳賀某の子なり。其家火の見櫓の下にあるを以て櫓下四郎と呼ばれる。性痴愚東西黑白をも弁せざれども好奇者の愛憐を受くる四郎の如き蓋し稀なり。明治三十五年頃、四十七歳にて福島県須賀川町にて死せりと云ふ。』

四郎の名が如何に有名であったかについては「宮城人物見立」(明治15年4月)に『馬鹿 櫓下四郎 木屋先生』とあり、また「仙台消防誌」(仙台消防組編、昭和10年刊)に『火見櫓は…北一番丁勾当台通角〔現在の県庁構内郵便局敷地〕にあり、當時櫓下には警察本署〔今の県警本部に相当〕ありて彼の仙台名物男四郎と共に名高きものなりしが、明治中年の交腐朽の為これを取毀ちたり其の高さ九丈ありて一名亦九丈楼とも称せられたり』とあるのを見ても知ることができます。また、「自伝的仙台弁」(石川鈴子、昭和41刊)では、次のように仙台方言の一つとして扱っています。『しろばか 名 白馬鹿。色白の白痴の男であった。なんでもトキワ丁あたりで養われ、縁起ものにされるような人で、身なりも上等であった。』「仙台風俗志」(鈴木省三、昭和12